

大分県報

令和六年
五月一日
（四五）

（水曜日）

目次

告示

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正……………一

告示

大分県告示第二百五十五号

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第三条第六号中「二年未満」を「一年以上」を「一年以上」に改める。

第五条第一項第一号中「七月一日から同月三十一日まで」を「六月一日から翌月三十一日まで」に改め、同項第二号中「十月一日」を「八月一日」に、「六月三十日」を「五月三十一日」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを

一号ずつ繰り上げ、第七号の前に次の一号を加える。

六 競争入札参加資格審査調書

第五条第二項第七号及び第八号を次のように改める。

七 登録を希望する業種調書

八 印刷設備等調書・印刷関係取扱品調書（印刷の請負を業とする者に限る。）

第五条第二項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

業種区分表

大分県報（告示）

大分類	小分類	細分類
物品の製造・販売	衣服・その他繊維製品類	制服・事務服 作業服・防寒着 雨衣 帽子 タオル・寝具 テント・シート スポーツウェア その他
	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ 作業靴 長靴類 カバン 手袋 その他
	窯業・土石製品・金属製品類	陶磁器 ナンバプレート 貴金属 その他
	フォーム印刷	OCR 窓あき封筒

令和六年五月一日

その他印刷類	圧着ハガキ	船舶類・輸送・搬送機械器具類	トラック
	フォーム印刷		バス・マイクロバス
	その他		清掃車
	オフセット A (カラー印刷)		救急車両
	オフセット B (白黒印刷、主に複写・封筒・5,000通しを超えるもの)		消防ポンプ自動車
	オフセット C (白黒印刷、主にペーシ物・5,000通し以下のもの)		その他特殊自動車
	写真印刷		二輪車
	オンデマンド印刷		車両用部品 (バッテリー・オイル等)
	シール・ステッカー		小型ポンプ積載車
	製本		その他
図書・電子出版類	地図印刷	船舶	船舶
	その他	船舶部品・用品	船舶部品・用品
	図書・書籍	航空機・ヘリコプター	航空機・ヘリコプター
	地図	トローン (無人航空機)	トローン (無人航空機)
	PDF	自転車	自転車
	電子書籍	その他	その他
	CD-ROM・DVD-ROM	燃料類	ガソリン
	その他		灯油
			工業用ガス
			プロパンガス
車両類			

		コークス		通信機器
		その他		空調機器
家具・什器類	什器			音響機器
	書架・本棚			放送機器
	家具類			カメラ・映写機
	ガラス・装飾			昇降機
	祭壇関係			その他
	畳		電子計算機類	パソコン
	その他			サーバー
一般・産業用機器類	産業用機械			OA周辺機器
	建設機器			ソフトウェア
	農業機器			その他
	水処理機器		精密機器類	計量機器・測定機器
	自動販売機・券売機			試験分析機器
	破砕刃			理化学機器
	機械工具			気象観測機器
	厨房調理機器全般			光学機器
	消毒機器類			その他
	清掃工場関連部品		医療用機器類	医療器具等
	その他			福祉用具・車椅子
電気・通信用機器類	電気機器			保健設備用品類

事務用機器類	AED	紙製品・段ボール トナー・インクリボン等 偽造防止加工用紙 印鑑類 その他
	その他	
薬品・医薬品・医療用品類	印刷機・複写機	土木・建設・建築材料
	製本機	
	事務機器	
	その他	
	工業薬品	
	農業薬品・防疫剤	
	アール薬品	
	特殊薬品	
	医薬品	
	医療用消耗品	
事務用品類・紙製品類	介護用品類	消防・防災・警察用品類
	その他	
	筆記具・文具用品類	
	選挙関連用品類	
	ロッカー・棚・キャビネット類	
	机・椅子	
	書架・本棚類	
	切手・はがき	
	用紙・再生紙	
		上下水道資材
		道路用資材
		木材全般（合板・竹等）
		コンクリート全般
		コンクリート二次製品
		セメント二次製品
		碎石・砂利・砂
		水道メーター
		下水道メーター
		その他
		消防用被服・防護服
		消火器・消火設備等
		火災警報器
		消防機器・通信・用品類
		救命用品・用具

			花き・種苗・肥料
			飼料・園芸用品
			飲食料品
			茶
			漁具・漁網
			鳥獣害対策用品（電気柵・防護柵等）
			荒物・雑貨
			ゴミ袋類
			各種保険
			木工品類
			その他
	役務の提供等	広告・宣伝	広告・宣伝
			看板・プラレート・パネル
			幕・のぼり・旗・屋外塔
			イベント企画・運営
			映像音響ソフトの制作
			番組・CM制作
			動画配信
			印刷物のデザイン企画等
			展示物製作
	防災通信機器		
	ヘルメット・安全用品		
	防災・防犯機器		
	非常用発電装置類		
	避難所用品・非常食		
	消防ポンプ		
	消防ホース		
	各種警察用装備品類		
	その他		
学校・保育用品類	運動器具・運動用具・施設遊具		
	学校関係教材		
	保育用品		
	玩具・楽器類		
	その他		
記念品・看板・のぼり類	記念品・ギフト用品		
	表彰用品・記章		
	名入れ商品		
	看板・立看板・プラレート		
	横断幕・旗・のぼり		
	その他		
その他	安全用品・交通安全用品		

写真・製図	ホームページ制作	清掃・環境整備等	カーリース
	その他		レンタル
	写真撮影		その他
	航空写真撮影		清掃
	現像・焼付け		害虫駆除
	その他		草刈り
	調査・研究		受水槽・高架水槽等の清掃
	地籍調査		水質検査
	文化財調査・保存処理		環境測定・分析
	交通関係調査		公園公衆トイレ清掃
情報処理・ソフトウェア開発	その他各種調査・分析・報告書作成等	各種配管の清掃・補修	
	情報処理	浄化槽清掃・保守	
	システム保守	道路清掃・側溝清掃・水路しゅんせつ	
	ITコンサルティング	樹木管理	
	データ入力	その他	
	システム開発	建物管理等各種保守管理	
	その他	電気設備保守管理	
	会場等の借上げ	冷暖房設備保守管理	
	催事設営	消防用設備保守管理	
	その他	エレベーター設備保守管理	
リース・賃貸借	ファイナンスリース	自動ドア設備保守	

<p>建物保守</p> <p>施設運営</p> <p>下水道処理施設維持管理・運転</p> <p>機械警備</p> <p>人的警備</p> <p>電気設備保安</p> <p>フェール管理</p> <p>CATV設備保守</p> <p>検針等その他</p> <p>運送</p> <p>運送</p> <p>旅行・貸切バス</p> <p>その他</p> <p>車両・船舶整備</p> <p>自動車等点検整備</p> <p>船舶整備</p> <p>その他車両修理等</p> <p>各種翻訳・通訳・速記</p> <p>消防・防災用品類の整備</p> <p>電子出版制作</p> <p>電力需給</p> <p>人材派遣・講師派遣・研修</p> <p>管理基準給食受託・配食</p>		訪問介護・入浴サービス
		クリーニング
		一般廃棄物処理・産業廃棄物処理
		封入封かん業務
		ボスティング業務
		機械器具の修理
		水道メーター・下水道メーターの修理
		その他各種業務委託等
		鉄クズ回収
		車両買取り
		古物買取り
		古紙回収
		その他

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年九月三十日までに大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を取得しようとする者であって、同年六月三十日までに入札参加資格の審査の申請をしたものについては、なお従前の例による。